

鈴鹿市人権問題に関する市民意識調査業務委託
事業者選定プロポーザル 評価基準

審査方法

1 評価

(1) 鈴鹿市人権問題に関する市民意識調査業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の委員は、表1「鈴鹿市人権問題に関する市民意識調査業務委託提案書評価基準表」に基づき、参加事業者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を項目ごとに審査し、表2の5段階評価を行う。

(2) 表1の評価項目(1～6)の配点に、表2の5段階評価の各評価係数を乗じて、各評価項目の得点を算出し、それを合計したものに、表1の評価項目7について事務局が採点した表3の価格点を加えたものを、各委員の評価得点とする。

2 選定

(1) 各委員は、評価得点の高い方から参加事業者の順位を定めるものとする。

(2) 複数の参加事業者において評価得点と同点のときは、表1の評価項目のうち、「意識調査提案概要」項目の点数が高い方を上位とし、当該参加事業者の順位を定めるものとする。

(3) 委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を委託事業の優先交渉権者として選定する。ただし、全体配点の50%未満の提案者は優先交渉権者とはしない。

なお、複数の参加事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において、第2位の順位獲得数の多い方を上位とする。

また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、各委員の評価得点の合計が最も高い方を上位とする。

鈴鹿市人権問題に関する市民意識調査業務委託提案書評価基準表

表 1

番号	評価項目	評価基準	配点
1	類似業務受注実績【10点】 (様式2別紙①)	人権分野をはじめとした調査業務等の類似業務を実施したことがあるか、その内容はどのようなものか。また、本市と同等規模(人口19万人程度)の自治体との実績はあるか。	10点
2	実施体制【10点】 (様式2別紙②)	業務を達成するために十分な体制であるか、本市との連携に問題はないか。当業務に携わる担当者の本業務での役割・業務経歴、分野毎の技術者数等は適切か。	10点
3	アンケート調査業務の実施及び実現性、企画力【10点】 様式2	国や県の調査結果も踏まえ、前回調査項目や現在の社会情勢の動向を反映させるなど条件を満たしたアンケート調査を効果的に行い、住民のニーズを把握することができるか。また、その結果を分析し、新たな人権課題に対する意識を把握し、この資料を基に、今後の人権啓発活動を効果的に行うことができるか。 オンラインによる回答方法の提案がされているか。	10点
4	意識調査提案概要【45点】 様式2	市民意識調査に取り込むべき重点事項と課題について整理できているか。	15点
		現状認識と課題抽出、社会情勢等による意識の変化の把握はできているか。	10点
		前回までの調査と比較し、経年変化に関する分析や、適切なデータ集計ができるか。	10点
		今後の人権施策推進の基礎資料として活用することができ、施策基本方針策定に対する具体的な提案がされているか。	10点
5	意識調査業務の実施及び実効性【10点】	業務遂行における知識や手法、業務スケジュールの妥当性など、円滑に業務遂行できる提案になっているか。	10点
6	企画提案能力【10点】	企画提案書やプレゼンテーションの内容は分かりやすく、論理的で説得力のある説明がなされたか。質疑応答において臨機応変の対応がなされたか。	10点
7	見積金額【5点】 様式3		5点

表 2

5段階評価	区 分	評価 係数
5	特に優秀である/高度な能力を有している/十分な実績がある	1.0
4	優れている/十分な能力を有している/実績がある	0.8
3	平均的・普通である/平均的な能力である	0.6
2	物足りない/若干劣る能力である	0.4
1	不安・不満である/能力が劣る	0.2

表 3

価格点	区 分
5点	見積金額が最低金額のとき
4点	見積金額が最低金額ではないが、参加事業者の平均金額より低いとき
3点	見積金額が最高金額ではないが、参加事業者の平均金額のとき
2点	見積金額が最高金額ではないが、参加事業者の平均金額より高いとき
1点	見積金額が最高金額のとき
失格	委託料上限額を超えるもの